・提案する構造形式（本体構造のうち橋梁範囲）によるプレストレストコンクリート橋工事（歩道橋を除く。）
・提案する架設工法（本体構造のうち橋梁範囲）によるプレストレストコンクリート橋工事（歩道橋を除く。）

④　2⑶①、2⑶②及び2⑶③において監理技術者は、建設業法第26条第２項に規定する技術者であり、競争参加資格確認申請書の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者であること。

⑤　異工種ＪＶの場合は、土木工事を担当する者の中から2⑶①の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を配置し、鋼橋工事を担当する者の中から2⑶②の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を配置し、プレストレストコンクリート橋工事を担当する者の中から2⑶③の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を配置すること。単体又は特定ＪＶの場合は、2⑶①、2⑶②及び2⑶③の要件を満たす主任技術者又は監理技術者をそれぞれ配置すること。

⑥　土木工事の設計を担当する設計担当技術者及び設計照査技術者は、以下のア～ウのいずれかを満たすこと。
ア　技術士［建設部門（土質及び基礎）］の資格を有する者
イ　技術士［総合技術監理部門（建設―土質及び基礎）］の資格を有する者
ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

⑦　鋼橋工事の設計を担当する設計担当技術者及び設計照査技術者は、以下のア～ウのいずれかを満たすこと。
ア　技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］の資格を有する者
イ　技術士［総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート）］の資格を有する者
ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

⑧　プレストレストコンクリート橋工事の設計を担当する設計担当技術者及び設計照査技術者は、以下のア～ウのいずれかを満たすこと。
ア　技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］の資格を有する者
イ　技術士［総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート）］の資格を有する者
ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

⑨　設計管理技術者は、以下のア～イのいずれかを満たすこと。
ア　技術士［総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート）］の資格を有する者
イ　アと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

⑷　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

⑸　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑹　見積りに参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（詳細は「説明書」に記載）。

⑺　特定ＪＶを構成する場合においては、以下に掲げる事項を全て満たしていること。
①　特定ＪＶ全ての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。
②　特定ＪＶ全ての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。
③　特定ＪＶ全ての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。
④　特定ＪＶの代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。

⑻　異工種ＪＶを構成する場合においては、以下に掲げる事項を全て満たしていること。
①　異工種ＪＶの構成員が、各々担当する工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。
②　異工種ＪＶの構成員が、各々担当する工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。
③　異工種ＪＶの代表者は、構成員において決定されたものとすること。

⑼　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から技術提案書の提出期限の日までに、首都高速道路株式会社から競争参加停止措置準則（平成17年準則第22号）に基づく競争参加停止を受けていないこと。

⑽　技術提案構造と同一工種の首都高速道路株式会社発注工事において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日から過去２年以内に40点未満の工事成績の通知を、過去１年以内に50点未満の工事成績の通知をそれぞれ受けている者でないこと。

⑾　首都高速道路株式会社発注工事において、工事成績の平均が平成24年度及び平成25年度の２年間連続して60点未満である者でないこと。

3　技術提案書等に関する事項

⑴　技術提案書等作成説明会
技術提案書、申請書等の作成説明会（以下「作成説明会」という。）を次の要領で行う。
①　日時　平成27年２月２日（月）午前10時00分から正午まで
②　場所　〒100―8930 東京都千代田区霞が関一丁目４番１号（日土地ビル10階）　首都高速道路株式会社　会議室
③　参加申込方法　作成説明会に参加を希望する場合は、書面（別記様式第６）を申込先へ持参又は郵送することにより申し込むものとし、電送によるものは受け付けない。
④　申込期間　平成27年１月28日（水）から平成27年１月30日（金）までの毎日、午前10時から午後４時までの正午から午後１時までの時間を除いた時間。郵送による申込みの受領期限は、平成27年１月30日（金）午後４時必着とする。
⑤　申込先　５に同じ。なお、持参に当たっては、事前に担当課までその旨連絡すること。
作成説明会において、５⑷②に示す図書は配布しない。参加者は持参のこと。

⑵　技術提案書等の提出　技術提案書の作成に当たっては、「説明書」に従い、基本条件を満足するよう十分な検討を行い、「説明書」に示す様式により提出すること。なお、技術提案書（３⑶の最終技術提案書を含む。）は、本工事に関連する資料で示される要件を満足させるものであり、本工事における構造・施工方法として適正であるものとする。

⑶　技術対話　提出された技術提案書を踏まえ、技術対話を実施する。
技術対話は、技術提案内容及び前提条件、適用条件、検証内容等の確認を行う。
技術対話を通じて、発注者から技術提案の改善を求め、競争参加者に提案を改善する機会を設ける。また、発注者より技術提案が不適切とされたものについても改善の機会を与えるが、それが改善されない場合は競争参加を認めない。
なお、特定の者だけに改善を求めるなど特定の者のみが有利となる改善は求めない。

⑷　最終技術提案書等の提出　技術提案書の内容に係る技術対話の結果を反映させた最終技術提案書を提出すること。技術提案書の評価は最終技術提案書に対して行う。
また、最終技術提案対象部分の数量総括表を作成し提出すること。なお、数量総括表は価格交渉準備の基礎資料とするため提出を求めるものであり、最終技術提案書の評価に用いるものではない。

⑸　最終技術提案書の評価　最終技術提案書の評価項目は以下のとおりである。
①　現場施工に関する工夫
②　構造仕様に関する工夫
③　周辺環境への配慮

⑹　「説明書」に定めるところにより、技術提案書等の作成費の一部を支払う。

⑺　優先交渉権者の選定　３⑸による評価の結果、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定して通知し、３⑻の価格交渉を行う。また、次点以降の者の順位についても決定し、結果を通知する。